

I 市民（個人・世帯）を対象とする支援

独自

2 治療・健康に関する支援

ア 市が窓口又は実施主体となる支援

(2) 高齢者の在宅介護を行っている困窮世帯への手指消毒液等の配布

<p>支援内容</p>	<p>特別養護老人ホームの入所基準となる要介護3以上の高齢者を在宅で家族等が介助を行っている困窮世帯を対象に、各家庭等で使用する手指消毒用アルコール（3本）を配布します。 対象者へは市から直接配布します。</p>
<p>対象者</p>	<p>要介護3以上と判定され、家族等の介助によって在宅生活を維持している介護保険被保険者で、おしめ介助等の特別な支援が必要な者のうち、本人及び主介護者が住民税非課税世帯 (津山市介護用品支給事業の認定を受けている者)</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p></p>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p></p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市環境福祉部高齢介護課 (電話) 0868-32-2070</p>
<p>備考</p>	<p></p>